

高千穂町告示第17号

令和7年第1回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月4日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和7年3月3日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員	田中 義了議員
佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	本願 和茂議員
中島 早苗議員	馬原 英治議員
工藤 博志議員	富高健一郎議員
富高 友子議員	佐藤 定信議員

議事日程(第1号)

令和7年3月3日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに令和7年度施政方針
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第7 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第10 議案第6号 高千穂町旅費条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議案第13号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第14号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第15号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第16号 令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第17号 令和7年度高千穂町一般会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算

- 日程第25 議案第21号 令和7年度高千穂町介護保険特別会計予算
日程第26 議案第22号 令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27 議案第23号 令和7年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算
日程第28 議案第24号 令和7年度高千穂町水道事業会計予算
日程第29 議案第25号 令和7年度高千穂町下水道事業会計予算
日程第30 議案第26号 町道路線の認定について
日程第31 議案第27号 西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
日程第32 発委第1号 高千穂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第33 議員派遣調査報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告並びに令和7年度施政方針
日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
日程第6 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第7 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 高千穂町税条例の一部改正について
日程第9 議案第5号 天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
日程第10 議案第6号 高千穂町旅費条例の一部改正について
日程第11 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第8号 高千穂町下水道条例の一部改正について
日程第13 議案第9号 高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について
日程第14 議案第10号 高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について
日程第15 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第12号 令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）
日程第17 議案第13号 令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第18 議案第14号 令和6年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第15号 令和6年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）

税務課長 …………… 谷川 保孝 町民生活課長 …………… 佐伯 竜也
企画観光課長 …………… 安在 浩 福祉保険課長 …………… 飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… 佐藤 峰史
農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 佐藤 美和
保健福祉総合センター所長 …………… 工藤加代子
上下水道課長 …………… 飯干 和宣
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 林 謙一

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） それでは、開会前にお知らせをいたします。教育長におきましては、本日午後から公務のため、午後の会議を欠席されますのでお知らせいたします。また、中尾監査委員につきましては、所用のため、本日会議を欠席しておりますのでお知らせします。

あと、お手元のタブレットにあります議案集について、1件御連絡をいたします。議案集の条例議案2の条例なんですけれども、議案第3号につきましては執行部側から修正がありましたので、議案第3号2の条例というのに（修正）というものがありますので、議案第3号につきましては、そちらの修正したものを御覧いただきますようお願いいたします。

以上です。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和7年第1回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号3番、佐藤さつき議員、議席番号5番、板倉哲男議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの19日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの19日間に決定しました。

なお、会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から、委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました陳情2件につきましては、陳情表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに令和7年度施政方針

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告並びに令和7年度施政方針を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。本日、令和7年第1回定例会に議員の皆様には御多用の中に御出席をいただきまして、心から厚く感謝申し上げます。

先ほど、馬原英治議員が、全国町村議会議長会から自治功労者表彰（15年以上）の伝達を受けられました。長きにわたる町議会議員としての御尽力に敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。今後も町政発展のため、なお一層の御活躍をお祈り申し上げます。誠にありがとうございます。

います。

さて、令和7年も既に約2か月が経過し、年度末の3月を迎えました。

この2月につきましては、全国的な寒波により、本町をはじめとする西臼杵郡内でもスリップ事故が相次ぎ、安全確保のため、2本の国道が一時通行止め、あるいはチェーン規制となる影響が見られました。道路情報については、防災行政無線や町公式LINE等で広報を行い、事故防止につなげたところでございます。

また、低温による宅内水道管の破損も町内各所で報告がございましたが、今後も防災行政無線や公式LINEを活用し、予防対策の徹底について呼びかけてまいりたいと存じます。

そのような中でありましたが、2月11日の神話の高千穂建国まつりは晴天に恵まれ、神々のパレードも多くの人、団体の皆様方に御協力をいただき、盛会な中で天孫降臨の地、神々の里高千穂をアピールすることができました。イベントには、江藤拓農林水産大臣をはじめ、パレードには長峯誠参議院議員をはじめ、また、姉妹都市である南城市、当真副市長など、多くの御来賓の御参加をいただきました。心から感謝を申し上げます。

さて、3月は卒業シーズンであり、今後、高校や大学卒業による旅行者も増えてくることが期待されます。

昨年11月からのアニメ「推しの子」とのコラボ企画につきましては、グッズ販売も順調に推移をしており、国内外から多くのアニメファンに来町いただき、飲食店や宿泊施設等にも好影響をもたらし、一定の成果を生み出すことができいております。

県外交通事業者においても、ラッピングバスの運行、また、福岡圏域からのツアー企画実施などに取り組んでいただくことができ、そのような内容も含めて、多くのメディアに取り上げられております。1月末には、アニメを生かした観光戦略の一例として、日本経済新聞にも取り上げていただきました。

このような取組は、放映後もアニメ等の舞台として息の長い観光コンテンツになることが予想されますので、さらに新たな取組ができないか、模索してまいりたいと考えております。

そのような中、先週のことですが、高千穂町が重要な舞台となる小説の映画化構想について、関係者から報告と御相談を受けたところでございます。

その小説は、高鍋町と高千穂町が舞台となる神話ファンタジー小説「アララギ異聞」でございます。高千穂に神話、伝説が残り、首塚、胴塚、手足塚が実在する鬼八や八百万の神々、高千穂の名所などが登場するもので、映画化になれば、神話と伝説の町、高千穂を、国内外に発信する重要な機会になると受け止めたところであります。門川町を舞台とする「天孫降臨ヒムカイザー」を手がけ、国際映画祭でも上映し、賞を獲得された方が映画化の準備を進めておられ、誰もが知るキャストの起用に向けて、既に動き始めておられるとお聞きいたしました。

詳細は、今後詰めていきながら、議員の皆様とも情報を共有し、高鍋町とも連携したプロジェクトとして、ぜひ前に進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、神話息づく町、高千穂町として、その魅力をさらに発信していく必要がありますが、来る5月18日の日曜日、高千穂町武道館におきまして、神都高千穂観光大使でもあるバレエダンサーの西島数博さん主演による神話の舞台「ドラマティック古事記」を企画し、現在、準備を進めているところでございます。

西島さんは、これまでも県内外で同様の神話舞台公演を重ねてこられました。ぜひ高千穂町で公演を実現したいとの熱い思いを受け実施するもので、多くの御来場をいただくことを期待するものでございます。

それでは、当面する町政につきまして御報告をいたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。令和6年第4回定例会で報告しましたとおり、今年度より、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者を対象とした定期接種となっており、その実績について報告させていただきます。接種者は10月が106人、11月が152人、12月が192人、1月が66人となっており、1月末までの合計で516人となっており、令和5年の秋冬集団接種者2,786人から大幅に減少しております。

今季はインフルエンザが流行いたしました。県の感染症週報によりますと、新型コロナウイルス感染症も継続して報告があり、医療施設や高齢者施設等においても、面会制限などの対策が引き続き行われております。個人の意思による定期接種となっておりますが、今後も感染予防等の周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業分野についてですが、昨年の農作物の生育につきましては、気候変動による高温障害等により、収量の減や品質の低下が発生しましたが、平均単価では前年を上回る品目もあるなど、ばらつきがありました。

そのような中、令和6年度宮崎県農産園芸特産物総合表彰式においては、葉たばこの部門で有藤喜壽さんが農林水産大臣賞を受賞されたほか、キュウリ部門で甲斐武宣さんが九州農政局長賞を、キンカンの部で佐藤浩さんが県農業共済組合長賞を受賞されるなど、産地規模縮小が懸念される中において、産地振興に大きく寄与されております。

また、2月12日に高千穂町冬の花の日キャンペーンとして、町内外の事業所やマスコミ各社に花束を贈呈いたしました。その際、訪問先の皆様方から「華やかな色合いと香りがオフィスを明るく彩っており、職員一同癒やされております」、また「色とりどりのラナンキュラスとスイートピーに励まされた気持ちです」等の御礼の言葉を頂きました。また、テレビ、ラジオの番組におきまして、高千穂町冬の花の日キャンペーンについて放送していただくことができました。

た。今後とも、花の産地としての高千穂町を広くPRし、本町花卉ブランドの向上と販売促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光イベント等について御報告いたします。

2月11日に第40回の記念となる神話の高千穂建国まつりが開催されました。町内の事業所等から約600名が参加された神々のパレード、役場南側駐車場での出店、ダンス等のステージイベントが催され、天気にも恵まれたことから約3,000名の皆様に御来場いただきました。

また、2月23日には5年ぶりにトゥギャザーウォーク2024が開催されました。町内外から約100名の参加があり、遠くは千葉県からも参加されていました。当日は寒波の影響もあり、気温が上がらず寒い中でのウォークとなりましたが、皆さん、高千穂峡や向山地区の里山の風景を楽しんでおられました。道中には、地域の皆様の御協力により、だご汁とおにぎり、釜炒り茶と漬物、ぜんざい等の振る舞いもあり、おなかを満たしてもらいながら、冬の高千穂町を感じていただけたことと思います。

続きまして、九州中央自動車道の現状について御報告いたします。御存じのとおり、五ヶ瀬高千穂道路の押方地区で、本町最初の本線工事である（仮称）童里トンネルが、今年1月8日に貫通したところであります。実貫通による貫通式が執り行われ、まさに天岩戸開きを思わせる光景であり、目に見える形で工事が進んでいることを実感したところであります。

見学に来ていた押方小学校の児童の皆さんにとっても忘れられない体験となり、高速道路がつながることで、自分たちの住んでいる高千穂町の未来の姿への夢や期待で胸がいっぱいだったのではないかと思います。

また、ほかの工事区間におきましては用地交渉中の区間もありますが、既にも買収に御協力いただいた箇所もあり、移転登記手続等も進んでいると聞いております。工事のほうは、急峻な地形であるため、橋梁、トンネル箇所への工事用道路の開設や町道改良工事が進められているところであります。沿線地域の皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。

国の令和6年度補正予算も、五ヶ瀬高千穂道路をはじめとする3路線に、合わせて22億1,500万円ついており、これらの工事専用道路の発注や用地買収、本線構造物の設計に充てられる見込みであります。高千穂町も町道改良用地買収を進めており、工事用道路開設へ準備を整えているところであります。

さらには、念願であった日之影町平底から延岡市北方の蔵田までの区間が、本年度当初、計画段階評価を進めるための対象区間に選定されましたが、昨年12月23日には第1回九州地方小委員会が開催され、事業化へ大きく前進したところであります。今後は、第2回小委員会へ向け、沿線自治体や団体等へのアンケートや調査が進められることとなりますので、町はもとより町民の方々にも御協力をお願いすることもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、令和5年度から、国土交通省と高千穂インターチェンジ周辺整備について検討してきたところではありますが、新しく五ヶ瀬川に架設される（仮称）新高千穂大橋の観光資源化が可能ではないかと検討してきたところでもあります。同じような仕様（構造）で同じような高さ、長さ、景観の高速道路橋が既に完成しているとのことで、議員の皆様も視察に行かれたと聞いております。検討の中で、五ヶ瀬川溪谷をまたぎ、その自然豊かな景観が一望でき、新しい観光資源として活用できるのではないかと考えておりましたが、現地周辺の地形、また、高速道路自体の位置や高さ等を確認したところ、橋自体に歩道をつけて歩けるようにし景観を楽しむことや、そのための休憩施設を橋台付近に設置するには、かなりの国や町の予算が必要になるとともに、橋に歩道をつける場合には一部工事費の町負担、また、その後の維持管理費が永続的に町の負担となることから、橋自体に歩道をつけるグレードアップや施設の設置はしない方針としました。

また、橋台近くに景観を楽しむ休憩を取る施設を構想しておりましたが、さきに述べましたように地形的なこと、線形的なことにより、橋梁近くには造らない判断をしましたが、高千穂インターチェンジ周辺に休憩施設や観光案内所等、いわゆる新たな道の駅を設置し、高千穂峡だけではなく、周辺観光スポットや移動手段等を提供し、町内観光周遊や町なかのオーバーツーリズムの回避にもつながるものを造りたいと考えております。

来年度からは、九州中央自動車道がもたらす観光産業や物流・人流による活性化のほか、災害に強い道路ネットワークや救急搬送時間の短縮効果等、ストック効果が最大限発揮できるよう、まず庁舎内から具現化に向けたワーキンググループを立ち上げ、地域の方々の意見や本町の土地利用、施設の面的な計画を念頭に置いた道の駅の基本構想の策定に着手したいと考えております。

本町では、連休中や年始の交通渋滞が発生するいわゆるオーバーツーリズムにより、町民の日常にも支障を来すこともあるため、令和3年度から4年度にかけて、国土交通省と社会実験を実施したところでもあります。

昨年、国土交通省の調査では、本町馬門交差点付近でゴールデンウィーク中に渋滞が発生していることが報告されており、今年度はその解消の一案として、11月の2日から4日にかけて神殿南駐車場を用いた駐車場事前予約や、第1から第5観光駐車場の満空情報を提供する社会実験を国土交通省で実施していただいたところでもあります。実験による事前予約利用者や満空情報を閲覧した観光客の方々からは、満足度を感じられたとの結果が得られたそうです。

本町では、今年度、第4押方駐車場、第5田口野駐車場の整備を行っており、駐車台数把握が容易になるため、国土交通省の行った実験結果を参考に、オーバーツーリズム対策を観光協会と共に検討していきたいと考えております。

次に、災害復旧工事につきまして御報告いたします。

建設課所管につきましては、令和4年災害定件数115件のうち80件が完了しております。

また、令和4年災30件、令和5年災4件、令和6年災6件の計40件を令和7年度に繰越しして実施する予定であります。

農林振興課所管につきましては、令和4年災は6年度内に完了予定、5年災は7件中、未完了2件を繰越し予定、6年災は5件を発注済みですが、全体では7件中6件を繰越しして実施する予定であります。

農地整備課所管については、令和4年、5年の災害に関しましては鋭意工事を進めておりますが、現在のところ、発注済み91.3%、完成済み49.2%となっており、施工業者、労働者不足等の影響が続いている状況であります。

このため、未発注の令和4年災15件、令和5年災6件、令和6年災12件につきましては、令和7年度への繰越事業として、一日も早い完成を目指してまいります。

次に、高千穂中学校建設事業についてであります。昨年2月に高千穂中学校移転新築検討委員会から、移転先候補地として高千穂温泉跡地を選定するとの答申を受けて、候補地を高千穂温泉跡地に決定するとともに、高千穂町自治公民館連絡協議会から「子供たちのことを第一に考えて、一日でも早く、高千穂温泉跡地に高千穂中学校を建設していただくようお願いする」との要望を頂き、令和6年度より建設予定地の建物解体設計予算など必要な予算を確保し、事業着手に向けての準備を進めてきたところでありますが、中学校建設についての町民への丁寧な説明や町民からの意見聴取の機会が不足していたこと、また、昨年9月26日に町内4団体から高千穂中学校移転計画に関する要望書が提出され、要望書へ回答するための明確な根拠と合意形成を図るための説明が必要であると判断したため、現在、関係各課の職員を中心に検討会議を行い、説明のための資料の作成や追加調査等の作業を進めております。

具体的な調査の内容につきましては、当初検討してきた高校併設を除く5か所の候補地について、これまで行ってきた立地環境や敷地造成に係る概算費用、通学環境、その他法規制などの調査に加え、敷地等に係る検討事項や屋内・屋外施設の規模等の施設計画、建設事業費の算出などの再調査を行うとともに、高校併設については、施設の状況や併設時の施設配置、既存施設の改修費などの調査を行うこととしております。

その後、3月末をめどに地区別の町民説明会の開催や建設検討委員会、全地区公民館長会、要望団体へ調査結果の中間報告を行うとともに、4月以降、全世帯への町民アンケートによる意見聴取や町広報誌等で説明、報告を行い、町の方針（案）を説明させていただいた後に、最終的な町の方針を公表してまいりたいと考えております。

次に、上野中学校の閉校についてであります。高千穂町立上野中学校は、昭和22年5月に上野村立上野中学校として創立開校以来78年の歴史を刻み、「ふるさとに誇りを持ち、生きる力を身につけた児童生徒の育成」を教育目標に、地域に信頼される学校づくりが行われてきまし

た。

また、平成19年度からは小中学校が併置校となり、小中学校9年間を通した児童生徒の育成や小中合同行事の開催、伝統芸能の継承など、特色ある学校づくりが展開されてきましたが、人口減少や少子化の影響による生徒数の減少もあり、本年3月31日をもって閉校することになりました。3月9日日曜日には閉校記念式典が開催されますが、これまで温かい御支援を賜りました関係者の皆様方に深く感謝し、御礼を申し上げます。

さて、令和7年度当初予算についてですが、国内の経済状況につきましては、政府が1月に発表した月例経済報告によりますと、日本経済の基調判断は、景気は「一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされています。その先行きについては、雇用や所得環境が改善する下で、政府の各種政策の効果も相まって、緩やかな回復が続くことが期待されています。

ただ、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞継続に伴う影響など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっております。また、国内の物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などの影響に十分注意する必要があります。

地方自治体においても、社会保障関係費や人件費等の増加が見込まれる中、DX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進、人への投資、地方への人の流れの強化、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取組の強化、子ども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現など、多くの重要課題への対応が必要となっております。

本町の令和7年度当初予算におきましては、第6次高千穂町長期総合計画及び第2期高千穂町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、町の将来像である「世界に誇る地域資源を活かし 豊かでみんなが輝くまち 高千穂」を目指して、町政の各分野において、引き続き実効性のある事業に取り組み、本町のさらなる活性化と住民福祉の向上のために努力していく所存でございますが、まずは令和4年から続く災害復旧事業の一日も早い完成と地域の産業振興に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

新年度も健全な財政状況を維持しつつ、本町の将来を見据えて、各種事業を確実に進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のお指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

予算の詳細につきましては、後ほど提案理由において御説明をいたします。

以上、行政報告とさせていただきますが、続いて、新年度に向けまして、令和7年度の施政方針について、主な内容を御説明申し上げます。

現在、全国の自治体で少子高齢化、人口減少、各種産業の担い手不足をはじめ、様々な課題に直面しております。特に、本町をはじめとした中山間地域の自治体においては、主要産業である

農林畜産業の担い手の急激な減少等、さらに深刻な状況を迎えており、待ったなしの状況であると強く認識しております。

今まさに町民の皆様が抱えている課題とは何なのか、優先すべきは何なのかについて十分に検討を重ね、改めてそれらの課題について正面から向き合い、町民の皆様方をはじめ関係機関、各種団体等、様々にまちづくりに関わられている皆様方と協力し、柔軟な発想で知恵を出し合い、課題解決に当たることが必要なことであると考えております。着実に一歩前へ進めるという信念の下、その先頭に立って取り組んでいく所存でございます。

まず、災害への対応についてであります。令和4年、また、令和5年の大きな台風、また、豪雨災害からの復旧もまだ道半ばでございますが、対象となる農地、農業用施設、町道、河川等の災害復旧事業につきましては、引き続き全力で取り組み、早期の復旧につなげてまいります。災害復旧事業の状況につきましては、先ほども御説明いたしましたとおりでございます。

また、昨年8月と今年1月にも日向灘沖地震が発生いたしましたが、近い将来、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震への備え、また、頻発化する台風や豪雨災害への備えも大変重要であります。新年度は地域防災計画の見直しを行います。

9市町村で構成する北部広域行政事務組合の新年度予算では、広域での物資共同調達や管理の在り方について調査することにしており、本町としても、他自治体と連携した防災への備えを着実に進めてまいります。

国においては、令和8年度中の防災庁設置を目指すとされており、その動きに合わせ、自治体に求められる機能も高度化する可能性もありますので、国や県の動向も見ながら、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、行政のDX化推進についてであります。行政手続のDX化や国の進める自治体情報システムの標準化・共通化、庁舎内端末のセキュリティー対策の強化について、役場内の各課連携の下で、それぞれ着実に前に進めてまいります。

今年度から、デジタル技術を活用して住民の利便性を向上させ、行政の業務効率化を図っていくための自治体DX推進計画の策定に向けて検討を進めておりますが、できるだけ早期に計画を策定した上で、本町にとって効果が高く実現可能な項目から、順次、行政サービスのDX化を進めてまいります。

国における行政手続のDX化を推進するためにはマイナンバーカードの普及と利用促進を図る必要がありますが、マイナ保険証の利用について、昨年4月時点で、本町国保被保険者の医療機関での利用率が自治体として全国1位となり、厚生労働大臣表彰を受けたところであります。引き続き、広報、啓発に努め、マイナンバーカードの普及促進と利用拡大による住民サービスの向上を図ってまいります。

次に、農業分野についてであります。引き続き各種農産品目の販売促進、ブランド化、高千穂ファーマーズスクール制度を活用した後継者の育成、JAや生産者とも連携し、収益性の高い農林業の維持、発展に尽力してまいります。

また、現在、特別栽培米の学校給食への活用を図っておりますが、さらに他の品目でも減農薬栽培や有機栽培の取組を進めるため、先進地の視察や先進地での実践者、指導者を招いた土づくり研修会などを実施したところでございます。

3月中に、そのような新たな取組を推進するための組織として、高千穂町持続可能な環境保全型農業推進協議会の設立を予定しており、新年度はさらに、関連する委員会の立ち上げ等を行い、実践者を育成しつつ、近い将来でのオーガニックビレッジ宣言のまちづくりを目指してまいります。

また、土地改良事業を含む農業農村整備事業関連では、新規の農道整備事業着手や2か所の新規営農飲雑用水施設整備に向けた測量設計、ボーリング調査に取り組むなど、県とのさらなる連携の下で、地域の要望に対応し、地域の農林業振興に資するとともに、地域の暮らしを守る事業を展開してまいります。

近年、老朽化した用水施設や農道の整備・補修などの要望も増えておりますが、多面的機能支払交付金の中で、施設の長寿命化計画策定等の条件付で、協定組織が直接施工する場合で200万円未満の事業については施設の長寿命化交付金が手当てされることから、町として積極的な申請を促し、小規模な施設改修を推進してまいります。

次に、福祉分野についてであります。少子化対策として、子育てしやすいまちづくりをさらに進める必要があり、この分野を充実させていくことは移住の促進にもつながると考えます。

今年度当初に、子育て支援金の拡充を行ったところでもございます。新年度、宮崎県が保育料について支援を拡充する予算を計上しておりますが、本町も宮崎県の施策に合わせ、第2子の保育料2分の1負担を4分の1負担とできるよう、県と連携し準備を進めてまいります。なお、第3子以降は、既に国の施策として無償化が図られております。

また、新年度は国の施策に合わせ、福祉保険課と保健福祉総合センターげんき荘連携の下で子ども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両面から支援を行う体制を構築いたします。それにより、妊娠期から子育て期までの世帯を包括的にサポートし、子育ての不安軽減と子供が健やかに成長できるよう、関係機関とも連携しながら支援事業を展開してまいります。

また、令和2年7月に西臼杵3町で設立した西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターとの連携により、子供、子育てを取り巻くあらゆる相談に対応できる体制の充実に努めてまいります。

また、精神障害等により療育手帳を所持され、支援が必要な方向けのグループホーム設置につ

いて、町内の団体から事業化の意向があり、現在、県との協議を進めております。新年度になり、県から国へと順調に協議が進み、正式採択となれば事業着手ができるものと期待しているところでもあります。保護者の負担軽減や将来への不安を取り除くなど、西臼杵にとって必要な施設であると考えますので、その実現に向けてしっかりと支援をしてまいります。

次に、保健衛生分野につきましては、新たなワクチン接種への対応として、これまで町単独で補助しておりました带状疱疹ワクチンが、国の施策として、65歳以上を対象として定期接種化されることになりました。新年度は65歳から5歳刻みの年齢を対象とし、5年間をかけて対象者を網羅する方針となっております。本町におきましても、十分な広報により、対象者へのワクチン接種の推進を図ってまいります。

次に、観光振興についてであります。コロナ後の誘客拡大は順調に進んでおり、インバウンドの増加も図ることができております。これは、神都高千穂観光大使によるメディアでのPR活動、海外への発信力が高い高千穂峡でのクリフダイビング大会の実施、人気アニメとのコラボイベント実施、また、国内や台湾での観光PRなどが功を奏した結果であると分析をしております。また、熊本でのTSMC関連企業の進出も好影響をもたらしていると考えております。

本町の観光資源としては、高千穂峡をはじめとする豊かな自然、神話にゆかりの神社、旧跡、国指定重要無形民俗文化財「高千穂の夜神楽」などがあり、それら神話を生かした魅力あふれる観光地づくり、さらに、町民が誇りに思えるまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

また、以前より、観光でいかに稼ぐかという視点が大切であると考えておりますが、高千穂峡の2つの有料駐車場の値上げを行い、また、大橋駐車場、押方駐車場の有料化に向けて準備を進めているところであり、本議会にて条例改正案の議案を提出させていただきますが、整備終了後に駐車場使用料の徴収を開始し、観光で稼ぐまちづくりを進め、新たな財源の確保に取り組んでまいります。

次に、高速道路を含めた交通インフラの整備促進についてですが、九州中央自動車道については、本町内では全ての区間が既に事業化され、今年1月8日に（仮称）童里トンネルが貫通し、その他の地区でも工事用道路の着工や残土処分場の確保、用地取得などが進んでおります。

高速道路の整備は、交通の利便性の確保に加え、農林業や商工業、観光業といった産業振興、救急搬送の時間短縮や負担軽減といった様々な分野で必要不可欠なものであり、一日も早い全線開通を強く要望し続ける必要があります。

西臼杵郡では、現在、工事が進む西臼杵郡内の官民が一体となり、さらに強く国や県に働きかけていくため、令和5年5月に九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会を設立いたしました。昨年6月には初の総決起大会を開催し、総勢約1,200人の参加により、大きく声を上げアピールすることができました。新年度も、6月に総決起大会を開催すべく準備を進めております。昨

年に引き続き、盛大に開催することによりまして、九州中央自動車道の整備への地域住民の熱い思いを、西臼杵から強くアピールしていく考えであります。

今後も宮崎県や沿線自治体と強く連携を図り、国土交通省及び財務省等に対する要望活動を強化し、予算の確保と整備促進につなげてまいります。

このほか、森林基幹道高千穂日之影線の整備や主要な県道の改良工事等につきましても、議員の皆様や地域住民の皆様方と連携を取りながら、積極的な要望活動を展開し、改良促進に努めてまいります。

町道の整備につきましても、地域の要望を丁寧に聞き取り、地域の利便性向上、また、安全確保に努めます。

現在、工事を進めております松能橋田口野線につきましては、のり面の切取りと道路の付け替えを夏頃までに終え、新年度は河川側の拡幅工事に着手し、田口野野菜集荷場や家畜市場へのアクセス向上と併せ、通学路の安全性確保を図ってまいります。

また、新年度は通りの再生事業として、城山通りの改良事業に着手し、歩きやすく魅力のある通りの具現化に取り組んでまいります。

次に、地域医療の充実についてであります。昨年4月から3町立病院の経営を統合し、西臼杵医療センターとしてスタートを切ることができました。高千穂、日之影、五ヶ瀬の3国保病院で入院病床機能を分担し、資器材や薬剤等の共同調達により経費節減を図り、医師、看護師等の採用も3町連携し行う体制が整いました。

センター長として着任をいただいた前県立延岡病院院長、寺尾公成氏の尽力もあり、県立延岡病院からの医師派遣や看護師の相互派遣、研修の充実など、新たな取組も始まっております。今後は救急医療体制のさらなる充実も図る計画としており、引き続き西臼杵の医療提供サービスを将来にわたって維持し、さらなる充実強化が図られるよう努めてまいります。

次に、現在大きな課題であります高千穂中学校の移転建て替えについてであります。先ほど御説明した内容とかぶる部分もありますが、昨年2月に移転新築検討委員会から移転場所の答申を頂き、準備を進めていたところですが、地理的条件や予想される財政負担等を理由に、高校への併設を含めた様々な御意見を頂いているところであります。現在、検討委員会設置当初に移転場所候補として挙げられた場所に、高校併設案も含め、費用面や課題などを改めて整理し、町民の皆様に対して明確な説明を行うための再調査を進めているところであり、今後、地区別説明会を開催したいと考えております。

私としては、町民の皆様方の御理解を頂戴し、早期に移転の明確な方向性を示した上で、本町の子供たちの教育環境整備について最重要課題であります高千穂中学校移転建て替え事業を前進させていく所存でございます。

次に、令和9年度に宮崎県で行われる第81回全国国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会に向けた対応についてでございますが、本町では剣道競技とデモンストレーション競技のモルックが開催されますが、新年度、新たに専属職員を配置し、国民スポーツ大会準備室を立ち上げ、令和8年度のプレ大会、令和9年度の本大会に向け、しっかりと準備を進めてまいります。国民スポーツ大会は、剣道のまち高千穂を全国にアピールするとともに、天孫降臨の地、天岩戸開きの聖地といった情報発信を通じて地域経済の活性化にもつながる大変重要な大会になりますので、他県開催の情報収集を徹底し、剣道連盟をはじめとする関係機関との連携を密に、遺漏のないよう対応してまいります。

次に、市街地のまちづくりに関してでございますが、町のにぎわいを取り戻すという視点で、宮交バスセンター周辺を中心市街地再開発の構想を本格的に取りまとめていきたいと考えております。

新年度には、高千穂町観光協会事務所の市街地への移転新築工事が着手される計画であり、そのような動きとも連携を図る必要性を強く感じております。施設整備として複合的なものとすることや民間資本の活用などを含め、具体的な検討に着手したいと考えております。高千穂の観光の玄関口、また、子供から大人までが集い、にぎわいのある町の拠点整備構想の立案に尽力してまいり所存でございます。

なお、今年度から工事着手しております旧商工会跡地のサイトみたいプロジェクトについて、観光客も地域の皆様方も立ち寄り、イベントスペースともなる憩いの広場の完成に向けて取り組み、通りのにぎわいを創出してまいります。

最後に、持続可能なまちづくりを進めるための指針としている第6次高千穂町総合長期計画では、本町の目指すべき将来像を「世界に誇る地域資源を活かし 豊かでみんなが輝くまち 高千穂」と定めております。

世界農業遺産やユネスコエコパークという世界ブランドに認められた自然や文化、また、厳しい自然環境の中で、いにしえからの自然サイクルを利用した複合的な農林畜産業、それを支える住民同士の強いつながりによる助け合いの心など、本町の持つ魅力を最大限に生かしつつ、また、町民の皆様がいつまでも心豊かに暮らしていけるまちづくりに尽力してまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、今後とも御指導、御助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5. 報告第3号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

日程第31. 議案第27号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、報告第3号から日程第31、議案第27号までの報告1件、町長提出議案26件、合計27件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第3号専決処分の報告についてであります。令和6年第1回定例会で議決いただいた工事請負契約につきまして、変更契約を2月17日に専決処分しましたので、法の定めにより報告するものであります。

次に、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、政令により令和7年6月1日に施行されることとなったことから、関係する条例中の文言を改正するものであります。

次に、議案第3号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例中の引用条項及び文言を改正するものであります。

次に、議案第4号高千穂町税条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、税条例の一部を改正し、令和7年4月1日付で施行するものであります。

改正の内容は、法律の改正に伴う条例中の条項のずれを改めるものであります。

次に、議案第5号天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

天岩戸交流センターあまてらす館は、令和3年2月に完成し、当初、地域おこし協力隊1名と会計年度任用職員1名で運営を行ってまいりました。地域おこし協力隊の任期満了に伴い、令和5年度からは会計年度任用職員のみでの運営となり、サービス低下、イベントの減少等、施設の目的が達成できないことが懸念されましたので、民間事業者等への運営権移行を模索していたところであります。

そのような中、岩戸地区のまちづくりや地域活性化を目的とする法人が設立されましたので、令和6年度から8年度までの3年間で公共施設等運営権が移行できないか、運営管理業務委託契約を締結し、試用を含めて運営をお願いしてきたところであります。

本年度業務委託機関は、利用者が当初に比べ10倍となるなど、ニーズに対応する成果が上がったところであります。

このようなことから、3年間かけて公共施設等運営権を移行するところを、1年前倒しして令和7年度から実施することにしたいと考えており、公共施設等運営権の移行を行うための条例改正であります。

次に、議案第6号高千穂町旅費条例の一部改正についてですが、今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴い、高千穂町旅費条例の一部を改正し、令和7年4月1日付で施行するものであります。

今回の改正は、社会のデジタル化、交通機関等の料金体系の多様化、宿泊料金の大幅な変動等の出張実態の変化を受けて、業務の効率化を図るため、広く旅費制度の見直しを行うものであります。

次に、議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、令和6年度人事院勧告に伴い、扶養親族及び配偶者の手当の見直し、給料表等の改正を行うものであります。

次に、議案第8号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。関係法令の改正に併せて、所要の改正が標準下水道条例にて行われております。同様に、本条例についても改正するものであります。

次に、議案第9号高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について御説明いたします。

現在、第4押方駐車場等の舗装工事、区画線整備、ゲート設置を行っており、来年度に第3大橋駐車場のフラップ整備等を行う予定としております。今回、駐車場の整備工事に合わせ、駐車場の名称の変更と料金の改定を行うものであります。

新料金の適用時期につきましては、第3大橋駐車場の工事が7月中に完了する予定でございますので、8月1日から4つの駐車場に新料金を適用する予定でございます。

次に、議案第10号高千穂町淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

平成3年に制定された本条例ですが、これまで入場料の改定は行われておりませんでした。ここ数年の電気料、餌代等の値上がりにより年々赤字額が増加しており、収支改善のため入場料の改正を行うとともに、町内在住者への入場料の減免について規定するものでございます。

次に、議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、昨年8月に人事院より出された公務員の人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する条例改正が求められていることから、本条例中、子の養育環境整備及び仕事と介護の両立支援に関する改正を行うものであります。

次に、議案第12号から第16号までの補正予算5件について御説明いたします。

議案第12号令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総額から3億9,323万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を118億

1,149万2,000円とするものであります。今回の補正は、事業額確定や事業実績見込みによる予算額の減額と一部予算の組替えが主なものとなっております。

詳細及び議案第13号から第16号の特別会計補正予算につきましては、それぞれ担当課長が説明しますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第17号令和7年度高千穂町一般会計予算について御説明申し上げます。

新年度予算の総額は、93億7,400万円、前年度比14億8,600万円、率にして約13.7%の減額予算になったところでありますが、この大幅な減額の要因は、令和4年度及び5年度の災害復旧事業の多くが発注済や繰越事業となり、災害復旧予算20億3,044万円の減額が主なものであります。

歳出では、基幹産業であります農林業の振興として、農業担い手・後継者育成支援、スマート農業事業、有機農業推進事業、野菜・果樹・花卉園芸生産振興、畜産振興、林業担い手対策、農道・林道整備、森林整備、有害鳥獣対策、土地改良事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業等を計上したところであります。

商工・観光振興面では、観光施設管理費、商工業振興、高千穂峡等の公園管理事業等を計上しております。

交通網インフラ整備としては、道整備推進交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、道路維持事業、道路新設改良事業、都市公園整備事業、都市構造再編集中支援事業等を計上しております。

生活環境・地域振興としては、合併処理浄化槽設置事業、移住促進事業、ふれあいバス車両更新、地域活性化イベント事業等を計上しております。

教育・福祉関連の事業としましては、高千穂町ひなた場事業、高千穂高校魅力化推進事業、放課後児童クラブ事業、子育て支援金事業、障害者・高齢者対策、コロナ・帯状疱疹等の予防接種事業、妊婦のための支援給付事業など、各種の予算を計上したところであります。

一方、歳入についてですが、町税及び地方譲与税、各種交付金は、総務省の地方財政計画及び6年度の実績見込みにより、やや増額して計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画を念頭に6年度の実績も鑑みまして、1億9,150万円増の39億9,150万円を計上しております。

ふるさと応援寄附金につきましては、6年度の実績見込みと制度改正等を考慮し、1億8,000万円を計上しております。

町債につきましては、地方財政計画により、7年度は臨時財政対策債はありませんが、可能な限り交付税措置が有利な過疎債等を利用し、将来にわたり世代間で公正な負担となるよう、事業を抽出して充当したところであります。

また、国・県支出金につきましては、それぞれの事業に見合う予算措置をしたところであります。

繰入金につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金等の各基金の設置目的に沿った繰入れを計画しております。

以上、一般会計当初予算の概要であります。

次に、議案第18号令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ17億8,533万円を計上しており、前年度より8,117万4,000円、4.76%の増となっております。

今年2月1日現在、国保加入世帯は1,703世帯、被保険者数は2,623名であり、昨年同時期と比較し、101世帯190名の減となっております。県の試算によりますと、被保険者数の減少が続く、医療費総額は減となる見込みですが、医療の高度化なども影響し、1人当たりの医療費は増となるようです。

引き続き、医療費の抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいります。

次に、議案第19号令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,517万8,000円を計上しており、前年度より1,294万2,000円、12.66%の増となっております。

現在の簡易水道組合数は25組合であり、そのうち15組合が統合済みであります。引き続き健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第20号令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ895万6,000円を計上しており、前年度より490万円、35.4%の減となっております。

介護保険の認定業務を行うため、西臼杵3町で介護認定審査会の共同設置、運営を行っております。

次に、議案第21号令和7年度高千穂町介護保険特別会計予算についてであります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億1,628万6,000円を計上しており、前年度より7,723万9,000円、5.4%の増となっております。

また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,501万2,000円を計上し、前年度より75万6,000円、5.3%の増となっております。

今年1月31日における介護保険第1号被保険者数は4,922名で、高齢化率は45%を超えております。

団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年問題の年となり、今後、介護給付費の増加が見

込まれますが、令和7年度につきましても、継続して介護予防事業を積極的に実施し、介護給付費の抑制に向けて取組を行ってまいります。

次に、議案第22号令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,522万2,000円を計上しており、前年度より507万7,000円、2.3%の増であります。

今年2月1日現在、被保険者数は2,703名であり、昨年同時期と比較し65名の増であります。

広域連合の試算では、団塊の世代が国保から後期高齢者医療へ移行したことや、医療の高度化などの影響もあり、医療費総額は増となる見込みであります。引き続き医療費抑制を図るため、保健予防活動を積極的に推進し、健全な運営に努めてまいります。

次に、議案第23号令和7年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,345万3,000円であります。

歳入の内訳は、小水力発電事業基金利子、電気事業収入及び一時積立てによる預金利息であります。

一方、歳出は、施設管理費で1,345万3,000円を計上しており、施設の光熱水費、修繕料、遠隔監視システム通信費、保険料、発電施設及び電気施設保守点検委託料などの維持管理費用と、発電事業基金積立金及び公課費として売電収入消費税が主なものであります。

次に、議案第24号令和7年度高千穂町水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出のうち、水道事業収益を1億7,068万3,000円、水道事業費用は1億4,781万1,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は8,312万5,000円、資本的支出は1億2,526万9,000円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対して不足する4,214万4,000円につきましては、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填することとしております。

次に、議案第25号令和7年度高千穂町下水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益は2億1,968万2,000円、下水道事業費用は1億9,443万1,000円を計上しております。

また、資本的収入及び支出のうち、資本的収入は3,240万5,000円、資本的支出は1億1,194万4,000円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する7,953万9,000円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填することとしております。

次に、議案第26号町道路線の認定について御説明申し上げます。

吾平団地線は、九州中央自動車道の五ヶ瀬高千穂道路、高千穂雲海橋道路の事業化に伴い必要な用地を取得するために、家屋移転を余儀なくされる地権者の方々の移転先候補地として造成を進めている団地内の道路であります。

団地造成後は、複数の世帯が住居を建てることを目的にしており、この路線は生活に必要な道路となるところです。また、将来的には維持管理が必要となることから、町道の認定を行うもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてであります。これまで西臼杵郡公平委員会委員として御尽力いただいております甲斐教也氏の任期が、令和7年4月25日をもちまして満了を迎えられますが、引き続き甲斐教也氏にお願いしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和7年4月26日から令和11年4月25日までの4年間であり、経歴等につきましては記載のとおりでございます。

以上、提案理由でございます。

詳細につきましては、報告及び人事案件を除きそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、令和7年度当初予算を除く議案について説明を求めます。

議案第2号、第3号、第6号、第7号、第11号について、総務課長。

○総務課長（興梠 貴俊課長） それでは、総務課所管の条例5件につきまして、御説明申し上げます。

2、条例3ページを御覧ください。

最初に、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてですが、令和4年6月13日刑法が改正され、これまで刑事罰として懲役、禁錮がありました。これらに代わる刑事罰として拘禁刑が創設されました。

このため、本町条例において刑法を引用している関係条例の文言の改正を行うものです。

第1条で、高千穂町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第2条で、高千穂町職員の給与に関する条例、第3条で、高千穂町消防団条例、第4条で、高千穂町情報公開条例、第5条で、高千穂町個人情報保護条例中の禁錮、懲役の文言を拘禁に改める改正であります。

次に、議案第3号について御説明申し上げます。

修正2、条例の7ページを御覧ください。

議案第3号行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。法により、特定個人番号利用事務を定めておりました別表第2が法改正により廃止され、特定個人番号事務として各自治体の条例において定めることとされたため、関係する条文の文言を改正するものであります。

再び、2、条例を御覧ください。

次に、17ページの議案第6号高千穂町旅費条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が75年ぶりに大幅な改正がなされ、令和7年4月1日に施行されることに伴い、高千穂町旅費条例の一部を改正し、令和7年4月1日付で施行するものであります。

今回の改正は、社会のデジタル化、交通機関等の料金体系の多様化、近年の宿泊料金の大幅な変動等の出張に関する実態の変化を受けて、業務の効率化を図るため、広く旅費制度の見直しを行うものであります。

主な改正内容としましては、これまで定額であった宿泊料や交通費の実費化、航空運賃と宿泊費のパック料金を包括宿泊費と位置づけることなどとなっております。

次に、21ページの議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、令和6年8月の人事院勧告に基づく改正であり、配偶者の扶養手当を廃止し子供の扶養手当を増額するものであります。令和7年4月1日から段階的に適用し、令和8年4月1日に完全適用するものであります。

また、給料表において一部の号級表を改正するものであります。

次に、47ページを御覧ください。

議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は、令和6年8月に人事院が行った公務員の人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、条例の制定が求められていることから、本条例において、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大し、3歳に満たない子を養育する職員を、小学校就学の式までの子を養育する職員に改正するものであります。

また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、職員が介護休暇を取得するに当たっての相談体制等の充実を図ることとするものであります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第4号について、税務課長。

○税務課長（谷川 保孝課長） 税務課所管の議案第4号高千穂町税条例の一部改正について御説明いたします。

議案集 2、条例の 9 ページになります。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 6 月 7 日公布、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴うものであります。

改正の内容は、今回の法律の改正のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、法律の法人番号に係る条項にずれが生じたため、これらの条項を引用する税条例につきましても、条項のずれを改めるものであります。

以上の改正を、令和 7 年 4 月 1 日より施行したいことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第 5 号、第 26 号について、建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） それでは、建設課所管議案 2 件について御説明いたします。

まず、議案第 5 号天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

議案集は 2、条例の 11 ページからになります。

天岩戸交流施設あまてらす館は、コロナ禍の令和 3 年 2 月に完成し、これまで 4 年間、令和 7 年 1 月末現在で 3 万 9,000 人が施設を利用しています。

オープンから令和 4 年度までは、地域おこし協力隊 1 名と会計年度任用職員 1 名を常駐させ運営を行っておりましたが、令和 5 年度は、地域おこし協力隊の期間満了に伴い会計年度職員のみ運営となり、サービスの低下、利用者や自主イベントの減少など、施設の目的を達成できないことが懸念されました。今後も持続的なサービスの提供を施設の目的に沿った形で提供できるよう、昨年度から民間事業者等への運営権の移行を模索しておりました。

そのような中、岩戸地区に一部公益的で、まちづくりや地域活性化のための事業等に取り組む法人が設立されましたので、令和 6 年度より公共施設等運営権を 3 年間かけて移行できないか当団体と協議し可能かどうかを試すこと、その確認を含めて運営管理業務委託契約を締結し、あまてらす館の運営をお願いしておりました。

業務委託期間中は、利用者数が当初と比べ約 10 倍になり、また、祝日、休日、年末年始も施設を開館することで、地域住民や観光客の多くのニーズに対応できる施設運営となったところで

す。

以上のことから、3 年間かけて公共施設等運営権を移行するところを 1 年前倒しして、令和 7 年度から実施することにしたいと考えており、公共施設等運営権の移行を行うための条例改正

であります。

改正内容にあります公共施設等運営権、コンセッション制度は、PFI法に基づくもので、平成23年の法改正により導入された制度です。利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政に残したまま施設の運営権を民間事業者に設定する方式とされています。一般的に、指定管理者制度に比べて民間事業者等の経営の自由度がより高められた制度となっています。

次に、議案第26号町道路線の認定について御説明申し上げます。

議案集は14、認定事項の3ページからになります。

吾平団地線は、九州中央自動車道の五ヶ瀬高千穂道路、高千穂雲海橋道路の事業化に伴い、必要な用地を取得するために家屋移転を余儀なくされる地権者の方々の移転先候補地として造成を進めている団地内の道路であります。

造成工事は、令和6年3月から今年21日までの計画で現在も続けておりますが、当該道路の舗装工事及び一部排水工事と残土処分場の整地となっているところです。

団地造成後は、複数の世帯が住居を建てることを目的にしており、この路線は生活に必要な道路となるところです。

また、将来的に維持管理が必要となることから、町道の認定をするもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、建設課所管議案2件について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第8号、第14号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 上下水道課所管の条例改正議案1件と補正議案1件について御説明いたします。

議案第8号高千穂町下水道条例の一部改正についてであります。議案集2、条例の40ページを御覧ください。

関係法令の規定に合わせて、所要の改正が標準下水道条例にて行われております。

本条例につきましても、同様に修正のあった文言について改正を行うものであります。

改正内容につきましては、責任技術者を排水設備工事責任技術者に改め、指定の申請等に関する添付書類の見直しで、住民票の写しに加え在留カード、特別永住者証明の写しを添付要件に加えております。

また、公共下水道から放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の記載を大腸菌数に改めるものです。

次に、議案第14号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。議案集3、補正予算の81ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ1億674万円とするものであります。

82ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきましては、町債の簡易水道事業債を100万円減額であります。

また、歳出につきましては、衛生費の簡易水道費を100万円減額であります。委託料の減額に伴うものです。

詳細につきましては、84ページ以降に地方債補正事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の条例改正議案1件と補正議案1件につき、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第9号、第10号について、企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） それでは、企画観光課所管の議案2件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第9号高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について御説明いたします。

議案集2、条例の43ページを御覧ください。

現在、ポストコロナを見据えた受入れ環境整備促進事業により、第4押方駐車場等の舗装工事、区画線整備、ゲート設置などの駐車場整備を行っておりますが、この工事に合わせ駐車場の名称の変更と料金の改定を行うものでございます。

名称につきましては、企画観光課窓口や高千穂峡内の施設で配布している高千穂観光イラストマップに記載しております観光客から認知されている名称に変更したいと思います。

第2条の表のうち、高千穂峡御塩井駐車場を第1御塩井駐車場、高千穂峡あららぎ駐車場を第2あららぎ駐車場へ名称変更し、別表で使用料を1,000円に改定するものであります。

また、来年度整備を予定している第3大橋駐車場と第4押方駐車場を第2条の表に追加し、別表で使用料を800円と500円に規定するものでございます。

なお、名称の変更、追加につきましては、公布の日から施行し、別表の使用料の適用時期につきましては、来年度整備予定の第3大橋駐車場の工事が7月中に完了する計画でございますので、8月1日から4つの駐車場の新料金を適用する予定でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第10号高千穂町淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

議案集2、条例の45ページを御覧ください。

平成3年に制定された本条例ですが、これまで入場料の改定は行われておりません。

ここ数年、電気料、餌代等の値上がりに伴い、ランニングコストも増加しております。赤字額

も増加傾向にあります。収支の改善のため、入場料の改定を行うものでございます。

具体的には、入場料を高校生以上600円、小学生及び中学生300円、3歳以上就学前100円に改定し、入場料の減免を規定する第3条の第1号に、町内居住者を追加する改正でございます。

新しい入場料は、平成7年4月1日から適用するものとしております。

以上で、企画観光課所管議案2件につき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第12号について、財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、財政課所管の議案1件につきまして、御説明いたします。

議案集3、補正予算の5ページを御覧ください。

議案第12号令和6年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億9,323万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を118億1,149万2,000円とするものであります。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債補正を上げております。

まず6ページ、歳入からですが、地方交付税1億849万7,000円の増は、普通交付税の増です。

分担金及び負担金1,494万4,000円の減は、農業費分担金271万円、老人福祉費負担金705万6,000円の減が主なものです。

使用料及び手数料495万6,000円の増は、天岩戸の湯入湯料735万2,000円の増が主なものとなっています。

国庫支出金1,094万1,000円の減は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,504万7,000円の増、地方創生交付金1,150万3,000円の減、道路メンテナンス補助金444万7,000円の減、公営住宅ストック総合改善事業費補助金316万6,000円の減などが主なものとなっています。

県支出金1億7,660万円の減は、農業費補助金2,135万1,000円の減、林業費補助金1,103万5,000円の減、過年発生林道施設災害復旧事業費補助金1億4,410万円の減などが主なものとなっております。

財産収入390万円の増は、流木売払収入567万2,000円の増が主なものです。

寄附金1,424万円の増は、一般寄附金20万円、企業版ふるさと納税寄附金1,404万円です。

繰入金2億619万1,000円の減は、財政調整基金繰入金2億1,282万2,000円の減が主なものです。

諸収入2,289万9,000円の減は、森林整備センター保育事業受託収入1,000万円の減、雑入1,473万7,000円の減が主なものです。

町債9,328万9,000円の減は、過年発生農林水産業施設災害復旧事業債1億2,312万円の減が主なものです。

次に、8ページ、歳出であります。議会費36万2,000円の減は、実績見込みによる減です。

総務費6,710万円の減は、一般管理費1,892万5,000円の減、企画費1,642万3,000円の減、コンピューター運用管理費1,007万2,000円の減などが主なものです。

民生費1,887万円の増は、社会福祉総務費の扶助費980万円の減、後期高齢者医療特別会計負担金917万4,000円の減、障害福祉サービス費1,009万8,000円の増、私立保育園認定こども園の扶助費3,009万7,000円の増などが主なものです。

衛生費92万7,000円の増は、西臼杵広域行政事務組合負担金3,072万円の増、成人・高齢者予防接種委託料1,800万円の減が主なものです。

農林水産業費4,113万3,000円の減は、農業振興費615万1,000円の減、農地費967万9,000円の減、有害獣被害防止対策事業の報奨金910万8,000円の増、造林事業費1,152万円の減が主なものです。

商工費1,048万7,000円の増は、観光地管理委託料1,147万7,000円の増が主なものです。

土木費490万2,000円の減は、道路新築改良費、まちづくり事業費で予算の組替え、九州自動車道関連事業費600万9,000円の増、住宅管理費917万8,000円の減が主なものです。

消防費153万7,000円の増は、消防備品購入費249万9,000円の減、西臼杵広域行政事務組合負担金403万6,000円の増です。

教育費1,255万5,000円の減は、事務局費が1,079万3,000円の減が主なものとなっています。

災害復旧費2億9,900万円の減は、現年発生農地農業用施設災害復旧事業100万円の減、過年発生林業施設災害復旧事業2億9,800万円の減です。

10ページの繰越明許費は、6年度中の執行が困難になったため、7年度に繰り越すものです。

11ページの地方債補正は、事業費の確定による起債額の増減となっております。

13ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、財政課所管の議案1件についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第13号、第16号について福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 福祉保険課所管の補正予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集3、補正予算の63ページを御覧ください。

議案第13号令和6年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,308万7,000円を増額し、補正後の総額を18億4,870万円とするものであります。

64ページをお願いいたします。

歳入からです。

国民健康保険税222万8,000円の減額につきましては、被保険者の減少や所得の減少などによる課税額の減額であります。

県支出金1億2,849万8,000円の増につきましては、保険給付費等の支出増に伴う交付金の増額であります。

繰入金379万8,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定や職員給与等繰入金、出産育児一時金等繰入金などの減額であります。

諸収入61万5,000円の増につきましては、一般被保険者返納金の増額であります。

次に、65ページ、歳出になります。

総務費205万9,000円の増につきましては、病院事業負担金の確定による増額が主なものです。

保険給付費1億2,350万円の増につきましては、医療費の増加に伴う診療報酬負担金及び高額療養費の増額等であります。

保健事業費295万4,000円の減額につきましては、健診委託料、はり・きゅう助成費や特定健診費用等負担金などの実績見込みによる減額であります。

公債費は一時借入金の予定がないため減額しております。

諸支出金11万7,000円の増につきましては、過年度保険税還付金の減額と、療養給付費等負担金の償還金の増額によるものです。

予備費につきましては、予算組替えにより2,000円を減額しております。

67ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、127ページを御覧ください。

議案第16号令和6年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ490万3,000円を減額し、補正後の総額を2億1,617万8,000円とするものであります。

128ページ、歳入の繰入金490万3,000円の減、及び129ページ、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金490万3,000円の減につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定による減額であります。

131ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の補正予算議案2件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、議案第15号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） 保健福祉総合センター所管の議案第15号令和6年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案集は、3番の補正予算議案の93ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ910万3,000円を増額し、補正後の予算総額を16億3,938万5,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ30万円を減額し、補正後の予算総額を1,047万5,000円とするものであります。

補正の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、98ページの歳入ですが、国庫支出金が31万8,000円、支払基金交付金が352万8,000円、県支出金が169万2,000円、繰入金が69万5,000円の増額で、保険給付費及び地域支援事業費に係る負担金、補助金の現年度の実績見込みに応じた負担割合による増であります。

次に、99ページの歳出ですが、総務費が50万3,000円の減額で、介護保険及び認定審査会人件費の減額が主なものです。

保険給付費の772万1,000円の増は、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス等の給付費増額によるものです。

地域支援事業費が465万1,000円の増額ですが、主に一般介護予防事業費の増によるものです。

次に、予備費が246万6,000円の減額ですが、財源調整によるものであります。

次に、諸支出金が30万円の減額ですが、サービス事業勘定への繰出金の減額が主なものであります。

101ページ以降に事業別明細書を添付しておりますので参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定ですが、114ページを御覧ください。

まず、歳入ですが、サービス収入が30万円の減で、保険事業勘定繰入金の減が主なものでございます。

次に、115ページの歳出ですが、総務費が30万円の減で、人件費の減となります。

117ページ以降に事業別明細書を添付しておりますので参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で、保健福祉総合センター所管の議案につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、令和7年度当初予算議案について説明を求めます。

議案第17号について、財政課長。

○財政課長（霜見 勉課長） それでは、議案第17号令和7年度高千穂町一般会計予算について御説明いたします。

議案集5、一般会計の5ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億7,400万円と定めるものです。

第2条で、債務負担行為の時効期間、限度額を、第3条で、地方債の目的、限度額、起債の方法などを、第4条で、一時借入金の最高限度額を7億円に、第5条で、同一款内における各項間の予算の流用について定めるものです。

次に、10ページを御覧ください。

債務負担行為は、地域肉用牛振興特別対策利子補給事業と繁殖経営安定資金利子補給事業です。

次に、11ページは地方債ですが、過疎債ハード、辺地債、緊急防災減災事業債、災害復旧事業債等につきましては、投資的事業等に充当する町債です。

過疎債ソフトは、非投資的なソフト事業に充当するものです。

地方債総額で7億1,451万円を計上しています。

それでは、予算内容の主なものについて、令和7年度高千穂町一般会計当初予算説明資料で御説明いたします。

議案集16、予算説明の3ページ、総括表を御覧ください。

令和7年度予算額と前年度予算との比較を申し上げます。

まず、歳入の町税ですが、全体では10億7,803万1,000円、前年比1,189万7,000円の増です。令和6年度の実績などから、個人町民税、法人町民税、固定資産税を増額しています。

地方譲与税は1億4,244万円で、前年比96万円の減です。

利子割交付金は18万円で、前年と同額。

配当割交付金は350万円で、前年比98万円の増。

株式等譲渡所得割交付金は268万円で、前年と同額。

法人事業税交付金は1,750万円で、前年比135万円の増。

地方消費税交付金は2億8,120万円で、前年と同額。

環境性能割交付金は442万円で、前年と同額。

地方特例交付金は380万円で、前年比37万円の増としています。

地方交付税は39億9,150万円で、前年比1億9,150万円の増で計上しております。

普通交付税が35億4,150万円、特別交付税が4億5,000万円です。

交通安全対策特別交付金は80万円で、前年比1万円の増。

分担金及び負担金は、1億479万4,000円、前年比1,903万1,000円の減で、民生費負担金7,783万円、衛生費負担金983万7,000円などです。

使用料及び手数料は2億325万3,000円、前年比7,629万6,000円の増で、総務使用料1億2,995万1,000円、商工使用料2,725万5,000円、土木使用料3,206万6,000円などです。

国庫支出金は8億6,427万5,000円、前年比10億38万5,000円の減で、民生費国庫負担金5億4,718万3,000円、土木費国庫補助金2億1,785万1,000円が主なものです。

県支出金は13億1,658万4,000円、前年比5億4,816万7,000円の減で、民生費県負担金2億2,752万円、農林水産業費県補助金5億4,822万2,000円、災害復旧費県補助金3億5,024万円が主なものです。

財産収入は6,490万5,000円、前年比3,202万1,000円の減で、物品売払い収入の減によるものです。

寄附金は1億9,500万1,000円、前年比3,400万円の増で、ふるさと応援寄附金については、6年度の実績見込みと制度改正などから1億8,000万円を計上しています。

繰入金は2億2,816万4,000円、前年比3億2,181万3,000円の減で、財政調整基金1億3,968万2,000円、ふるさと応援基金3,868万6,000円などです。

繰越金は3,000万円を計上しています。

諸収入は1億2,646万3,000円、前年比4,072万6,000円の増です。

町債は7億1,451万円、前年比6,924万8,000円の増で、主なものは、過疎債2億8,994万円、辺地債3,357万円、災害復旧事業債1億7,500万円などとなっています。次に、歳出について説明します。

議会費は9,446万4,000円、前年比100万2,000円の増です。

総務費は13億687万7,000円、前年比2,331万7,000円の減です。

ふるさと納税推進事業費8,943万7,000円。

高校魅力化推進事業費1,386万6,000円。

まちひとしごと創生事業費2,055万1,000円においては、総合長期計画等策定委託を見ております。

コンピューター管理費1億7,889万1,000円と、戸籍住民基本台帳費1億231万4,000円では、地方自治体情報システムの標準化・共通化事業費用、バス運行管理費8,684万6,000円では、車両更新等を計上しております。

民生費は23億3,911万5,000円、前年比1億1,743万3,000円の増です。

社会福祉総務費5億4,343万3,000円、老人福祉総務費4億2,273万6,000円、障害福祉費4億8,682万1,000円では、障害者グループホーム整備補助金を計上しています。

児童福祉施設費5億1,033万3,000円、児童手当支給事業費1億8,000万円等を計上しております。

衛生費は9億3,394万1,000円、前年比6,949万4,000円の増で、保健衛生総務費4億9,328万1,000円、予防費3,928万8,000円、母子保健事業費3,266万3,000円、清掃費3億3,576万4,000円などを計上しています。

農林水産業費は13億5,510万3,000円、前年比1億6,747万3,000円の増です。

農業費10億6,955万7,000円では、中山間地域直接支払制度事業2億5,822万7,000円、畜産生産振興事業2,925万4,000円、農地費1億8,588万3,000円、魅力あるふるさと環境づくり事業6,562万円、農地耕作条件改善事業3,506万5,000円などを計上しています。

林業費2億7,481万1,000円では、林業総務費8,038万9,000円、林業振興費7,605万7,000円、林業土木費9,477万9,000円等を計上しております。

商工費は3億1,157万4,000円、前年比5,235万8,000円の減です。

商工総務費2,403万4,000円、商工振興費3,635万4,000円、観光施設費1億805万2,000円、観光振興事業費1億459万4,000円などを計上しております。

土木費は10億1,001万1,000円で、前年比2億8,987万3,000円の増です。

道路維持費1億9,875万3,000円、道路新設改良費2億1,245万8,000円では社会資本整備総合交付金事業等を、河川費8,451万4,000円では災害復旧工事に伴う維持工事費等を、都市計画費2億7,081万1,000円では都市構造再編集集中支援事業等を計上しています。

消防費は3億3,036万9,000円、前年比53万1,000円の増です。

非常備消防費7,545万4,000円、消防施設費3,622万8,000円、常備消防費2億801万6,000円、災害対策費1,067万1,000円などを計上しております。

教育費は6,061万円、前年比3,554万7,000円の増です。

事務局費2億3,465万円では、高千穂町ひなた場事業を計上しております。

小学校費1億1,499万6,000円、中学校費4,805万3,000円、学校給食費7,518万5,000円、社会教育費4,455万4,000円、保健体育費6,786万8,000円では、国スポ推進費を計上しております。

災害復旧費は4億3,737万7,000円、前年比2億3,044万円の減です。

農地農業用施設災害復旧費2億616万5,000円、林道施設災害復旧費2億3,061万2,000円などを計上しています。

公債費は元利償還金合わせて6億4,985万4,000円、前年比6,097万1,000円の減となっています。

予備費は470万5,000円を計上しています。

以上で、歳入歳出の説明は終わります。

ただいま説明しました高千穂町一般会計当初予算説明資料の4ページから、歳入歳出分析表、会計別予算総括表、特別会計繰出金調書、投資的経費主要事業一覧、基金保有状況等を添付しています。

また、議案集5、当初予算13ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上で、議案第17号令和7年度高千穂町一般会計予算の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第18号、第22号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 福祉保険課所管の令和7年度予算議案2件につきまして御説明いたします。

議案集6、国保特会の3ページを御覧ください。

初めに、議案第18号令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計予算について御説明いたしま

す。

第1条で、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,533万円とし、第2条で、一時借入金の最高額を2億5,000万円と定め、第3条において、歳出予算の流用について定めております。

まず、4ページ、歳入についてであります。国民健康保険税は2億727万9,000円を計上しており、全体の11.6%を占めておりますが、被保険者数の減少などにより、昨年より1,262万5,000円少なく見込んでおります。

一部負担金については、残のみの計上です。

使用料及び手数料の8万8,000円は、国保税の督促手数料です。

県支出金の13億7,022万1,000円は、保険給付費等交付金で全体の76.7%を占めております。

財産収入の45万7,000円は、国保準備積立基金利子です。

繰入金は2億690万2,000円を計上し、全体の11.5%を占めております。

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、一般会計繰入金、基金繰入金が主なものとなります。

繰越金の1,000円は、残のみの計上です。

諸収入の18万1,000円は、延滞金、預金利子及び健診等個人負担金であります。

次に、5ページ、歳出であります。総務費の4,351万4,000円は、国保係6名の人件費、国保連合会事務費負担金、賦課徴収費などの事務的経費となります。

保険給付費の13億1,120万1,000円は、国保連合会経由で各医療機関に支払います診療報酬負担金、装具代、高額療養費、出産育児一時金、葬祭給付費等の負担金で、全体の73.4%を占めております。

国民健康保険事業費納付金の3億5,674万円は、国保税を県へ納付するための被保険者医療費給付費、後期高齢者支援金、介護納付金で、全体の19.9%を占めております。

保険事業費の7,200万9,000円は、疾病予防費、後期医療と介護予防の一体的実施事業、特定健診事業費及び保険センターの健康づくり係の4名分の人件費、その他事務的経費などとなっております。

基金積立金の45万8,000円は、国保準備積立基金利子の積立金です。

公債費の1,000円は、残のみの計上です。

諸支出金の140万2,000円は、過年度保険税の還付金が主なものです。

予備費は5,000円です。

2月1日現在で、昨年と比較しますと101世帯190名の減少となっておりますが、予算額

は前年度より8,117万4,000円、4.76%の増となっております。

増額の要因としましては、保険給付費が8,696万1,000円の増と大きく、被保険者数は減少しておりますが、医療の高度化などにより1人当たりの医療費は今後も増加が見込まれております。

補正予算でも保険給付費の増額を計上いたしましたが、令和6年度の保険給付費総額としましては、13億6,000万超を見込んでいるところであります。

引き続き、医療費抑制を図るために重症化予防など積極的に推進し、健全な国保運営に努めてまいりたいと考えております。

7ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集10、後期特会の3ページを御覧ください。

議案第22号令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,522万2,000円とし、第2条で、一時借入金 の最高額を1億円と定めております。

4ページ、歳入についてであります。後期高齢者医療保険料は被保険者から納付していただく特別徴収、普通徴収合わせまして1億4,819万4,000円を計上しており、全体の65.7%を占めております。

使用料及び手数料の3万3,000円は、督促手数料となります。

繰入金の6,837万8,000円は、一般会計からの事務費及び保険基盤安定繰入金で、全体の30.3%を占めております。

繰越金は50万円を計上しております。

諸収入の811万7,000円は、保険料過年度還付金や広域連合からの健診受託事業収入が主なものです。

次に、5ページ、歳出についてですが、総務費の878万3,000円は、一般管理費の事務的経費、徴収費、健診に伴う経費が主なものとなります。

後期高齢者医療広域連合納付金の2億1,603万8,000円は、広域連合への保険料納付金と保険基盤安定負担金で、全体の95.9%を占めております。

諸支出金の40万円は、過年度保険料の還付金です。

予備費は、1,000円を計上しております。

2月1日現在での被保険者数が2,703名、昨年より65名増加をしており、予算額としましても、507万7,000円、2.3%の増となっております。

令和7年度につきましても、医療費の抑制を図るために保健予防活動などを推進していきまして、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

7ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管予算議案2件につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第19号、24号、25号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 上下水道課所管の特別会計及び企業会計予算議案3件について御説明いたします。

初めに、議案第19号令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算であります。議案集7、簡水特会の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,517万8,000円であります。

内容は、4ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。歳入につきまして、使用料及び手数料6,161万4,000円は、簡易水道使用料及び督促手数料です。

財産収入33万2,000円は、簡易水道積立基金利子です。

繰入金3,603万円は、一般会計繰入金などです。

繰越金1,000円、諸収入3,000円、町債1,700万円は、簡易水道事業債です。

分担金及び負担金19万8,000円は、給水負担金となっております。

歳出につきまして、衛生費、簡易水道費1億1,517万6,000円、公債費2,000円となっております。

16ページを御覧ください。

職員給与関係で合わせまして1,962万円、需用費1,478万2,000円は、薬品費や量水器などの消耗品、施設の光熱水費、施設の修繕料などです。

役務費の1,409万9,000円は、主に水質検査や量水器交換手数料、保険料などです。

委託料4,852万1,000円は、施設保守点検、配水池清掃、除草管理委託料、固定資産台帳作成業務委託料、水道メーター検針等個人委託料、経営戦略策定業務委託料などです。

使用料及び賃借料150万5,000円は、土地賃借料などです。

備品購入費499万5,000円は、水道検針で使用しますハンディターミナルの購入費などです。

負担金補助及び交付金の794万2,000円は、高千穂町簡易水道維持管理費負担金などです。

公課費の237万2,000円は、消費税及び地方消費税などとなっております。

次に、議案第24号令和7年度高千穂町水道事業会計予算であります。議案集12、水道事業の4ページを御覧ください。

第3条、収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益1億7,068万3,000円のうち、第1項営業収益1億6,709万6,000円は、主に水道料金であります。

第2項営業外収益358万7,000円は、主に長期前受金戻入であります。

支出の第1款水道事業費用1億4,781万1,000円のうち、第1項営業費用1億3,435万7,000円は、水道事業の主たる事業活動を行うための費用で、職員人件費、施設維持管理点検等の委託料、施設修繕費、電気等の動力費、減価償却費などであります。

第2項営業外費用1,245万3,000円は、主に企業債利息と消費税であります。

そのほか第3項特別損失50万1,000円、第4項予備費50万円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出につきまして、収入の第1款資本的収入8,312万5,000円のうち、第3項企業債6,500万円は、建設改良に伴う起債借入であります。

第4項補助金1,812万2,000円は、補助対象となる施設更新工事に伴う国庫補助金等であります。

そのほか第1項固定資産売却代金1,000円、第2項負担金1,000円、第5項補償金1,000円を計上しております。

支出の第1款資本的支出1億2,526万9,000円のうち、第1項建設改良費1億1,065万円は、管路施設更新工事に伴う工事費や設計委託料であります。

第3項企業債償還金1,451万8,000円であります。

そのほか第2項負担金1,000円、第4項予備費10万円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,214万4,000円は、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填することとしております。

このほか、第2条に業務の予定量、第5条に一時借入金、第6条に企業債、第7条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条に他会計からの補助金、第9条に棚卸資産の購入限度額を記載しておりますので御確認ください。

以上が水道事業会計予算であります。9ページ以降に、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細、棚卸資産購入限度額、予定損益計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第25号令和7年度高千穂町下水道事業会計予算であります。議案集13、下水道事業の4ページを御覧ください。

第3条収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款下水道事業収益は、2億1,968万2,000円のうち第1項営業収益7,534万円は、主に下水道使用料であります。

第2項営業外収益1億4,434万1,000円の主なものは、一般会計補助金、長期前受金戻入であります。

第3項特別利益1,000円あります。

支出の第1款下水道事業費用1億9,443万1,000円のうち、第1項営業費用1億

7,561万8,000円は、下水道事業の主たる事業活動を行うための費用で、職員人件費、施設維持管理費の委託料、電気等の動力費、減価償却費などであります。

第2項営業外収益1,566万3,000円の主なものは、企業債利息と消費税であります。

そのほか第3項特別損失310万円、第4項予備費5万円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出につきまして、収入の第1款資本的収入は3,240万5,000円のうち、第1項補助金700万円は国庫補助金と一般会計補助金であります。

第2項負担金100万1,000円は受益者負担金などであります。

第3項他会計出資金2,440万4,000円は一般会計出資金であります。

支出の第1款資本的支出1億1,194万4,000円のうち、第1項建設改良費2,200万円は、道路改良に伴う下水道管移設工事設計や、家屋新築に伴う公共ます設置工事と、処理場施設更新費用であります。

第2項企業債償還金8,989万4,000円であります。

そのほか第3項予備費5万円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,953万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

このほか、第2条に業務の予定量、第5条に企業債、第6条に一時借入金、第7条に予算支出の各項の経費の金額の流用、第8条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条に他会計からの補助金を記載しておりますので御確認ください。

以上が下水道事業会計予算であります。9ページ以降に実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の特別会計及び企業会計議案3件につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第20号、21号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） 保健福祉総合センター所管の当初予算議案2件につきまして御説明いたします。

まず、議案第20号令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算についてですが、議案集は8番の西臼杵介護認定審査会特別会計予算書となります。

まず、3ページ、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ895万6,000円と定めるものであります。前年度と比較し、490万円の減額となっております。

まず、4ページを御覧ください。

歳入について、分担金及び負担金を895万5,000円計上いたしております。

運営経費を西臼杵3町にて負担していただくものでありますが、職員を介護保険業務との兼務としているため人件費の2分の1を高千穂町負担とし、その額を除いた経費を西臼杵3町にて均等負担するものであります。

次に、5ページの歳出ですが、介護認定審査会費として895万5,000円を計上しております。

うち、運営経費といたしまして552万6,000円、事務局費を342万9,000円計上しておりますが、前年度比490万円の減額となっております。これは、令和7年度1年間、事務局正職員が産後及び育児休暇を取得するため、正職員の代替として会計年度任用職員を配置したことによる人件費の減額となるものです。このことにより、歳入の3町負担金についても減額となっております。

7ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので参考にしていただきますようお願いいたします。

次に、議案第21号令和7年度高千穂町介護保険特別会計予算につきまして御説明をいたします。

議案集は9番、高千穂町介護保険特別会計予算書になります。

まず、3ページ、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,628万6,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,501万2,000円と定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第3条で、予算の流用について定めております。

次に、6ページからの保険事業勘定ですが、前年度と比較して7,723万9,000円の増額となっております。

歳入について主なものを御説明いたします。

まず、保険料が2億8,622万8,000円の計上で、65歳以上の第1号被保険者からの保険料であります。

次に、分担金及び負担金が354万円の計上で、事業利用者の負担金であります。

使用料及び手数料が5万2,000円で、督促手数料の計上であります。

国庫支出金が3億7,808万7,000円、支払基金交付金が3億5,732万7,000円、県支出金が2億614万円のそれぞれ計上ですが、保険給付費等に係る負担割合に応じた計上であります。

財産収入が70万5,000円で、準備基金利子であります。

繰入金金が2億8,418万6,000円の計上で、保険給付費等に対しての一般会計からの繰入

金が主なものであります。

諸収入の2万円は介護認定調査受託料等でございます。

続いて、10ページの歳出について、主なものを御説明いたします。

総務費が4,429万6,000円の計上で、対前年比で409万1,000円の増額ですが、職員の人件費の増が主なものとなっております。

次に、保険給付費が12億4,712万4,000円の計上で、対前年度比6万9,000円の減額となりましたが、サービス利用による保険給付費の当初の見込みによる計上でございます。

次に、地域支援事業費が1億1,781万1,000円の計上で、前年度対比599万6,000円の増額で、一般介護予防事業費、人件費の増が主な要因です。

基金積立金70万5,000円は、介護給付費準備基金利子の計上です。

予備費として9,643万8,000円は財源調整として、諸支出金991万1,000円は保険料の還付金及び介護サービス事業勘定への繰出金を計上しております。

なお、9ページ以降に事業別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

続きまして、39ページからの介護サービス事業勘定ですが、対前年比75万6,000円の増額で、人件費の増額が主なものであります。

40ページの歳入について御説明いたします。

まず、サービス収入が610万3,000円の計上で、要支援者及び要介護者の方のケアプラン作成による収入であります。

次に、繰入金890万9,000円の計上で、保険事業勘定からの繰入れによるものであります。

次に、41ページの歳出ですが、総務費792万5,000円の計上で、職員の人件費及び研修費が主なものであります。

サービス事業費700万と8万7,000円の計上で、会計年度任用職員の人件費、パソコンシステムの保守、使用料等が主なものであります。

43ページ以降に事業別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

現在、町の高齢化率は45%を超えております。町の全人口が減少する中、65歳以上の高齢者人口も減少傾向とはなっておりますが、75歳以上の後期高齢者の人口は、先ほど町長が申し上げましたとおり、人数の多い団塊の世代が今月末までに全員後期高齢となることから微増している状況で、高齢化率は今後も上がっていく見込みです。

町では、全ての高齢者が尊厳を保ちながら、健康づくりや生きがいづくりなどの多様な社会参

加を果たし、必要なサービスを受けながら、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、地域住民の皆様の御協力もいただきながら、今後も介護予防事業を充実させてまいりたいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第23号について、農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） それでは、農地整備課所管の特別会計予算議案1件につきまして御説明いたします。

議案第23号令和7年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算であります。タブレット11、発電特会の3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,345万3,000円と定めております。

内容につきましては、4ページからの第1表、歳入歳出予算で御説明いたします。

まず、歳入につきましては、財産運用収入として小水力発電事業基金利子1,000円、電気事業収入1,345万1,000円、雑入として預金利息収入1,000円となっております。

一方、歳出につきましては、農地費、小水力発電事業費1,345万3,000円であります。このうち、農地費、小水力発電事業費の主な内訳としましては、需用費で施設の光熱水費7万2,000円、修繕料100万円、役務費で通信運搬費としまして遠隔監視システム通信費5万円、保険料61万2,000円、委託料で発電施設保守点検委託料39万6,000円、電気施設保守点検委託料32万8,000円、地元用水組合によります施設維持管理委託料26万5,000円、公課費で発電収入消費税97万9,000円を計上しておりますが、そのほとんどを占めますのが、発電事業基金積立金956万3,000円となっております。

詳細につきましては、7ページ以降の事項別明細書を御参照ください。

以上、農地整備課所管の特別会計予算議案1件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、報告第3号及び人事案件、議案第27号につきましては町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第3号から日程第31、議案第27号までの報告、議案、合計27件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第27号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第27号の熟読のため、午後2時10分まで休憩いたします。

午後2時04分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、上程議案の説明の中で、訂正の申出がありましたので発言を許します。上下水道課長。

○上下水道課長（飯干 和宣課長） 訂正について御説明いたします。

議案集13、下水道事業の4ページを御覧ください。第1条の総則、令和6年度高千穂町上下水道会計の予算は次に定めるところによるとありますが、令和7年度での訂正をお願いいたします。申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長） 先ほど、保健福祉総合センター所管の議案第15号につきまして、金額を間違ってお伝えしておりましたので、訂正をお願いいたします。

議案集3番の94ページをお開きください。介護サービス事業勘定の補正後の予算総額を間違っておりました。正しくは1,475万円となります。

続きまして、98ページをお開きください。保険事業勘定の国庫支出金の金額を間違ってお伝えしておりました。正しくは318万8,000円です。訂正しておわびいたします。

○議長（坂本 弘明議員） よろしいでしょうか。

次に、日程第31、議案第27号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意についてを議題として質疑を行います。

また、質疑をされる方は議会申合せ事項を遵守していただき、さらに、答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第27号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号

1 2 番、富高健一郎議員、議席番号 1 3 番、富高友子議員、議席番号 1 4 番、佐藤定信議員の 3 名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 8 4 条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号 1 番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票願います。

.....

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
1 1 番 工藤 博志議員	1 2 番 富高健一郎議員
1 3 番 富高 友子議員	1 4 番 佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。富高健一郎議員、富高友子議員、佐藤定信議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 1 2 票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

有効投票 12 票です。有効投票のうち、賛成 11 票、反対 1 票です。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、議案第 27 号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 32. 発委第 1 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 32、発委第 1 号高千穂町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に提出の趣旨説明を述べさせます。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） それでは、発委第 1 号につきまして、提出の理由を申し上げます。

刑法の一部が改正されたことにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部改正が必要となったため上程するものであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、趣旨説明が終わりました。

お諮りします。発委第 1 号については、質疑を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号については、質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第 1 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第33. 議員派遣調査報告について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第33、議員派遣調査報告についてを議題とします。

議会運営委員会行政調査について報告を求めます。派遣議員代表、中島早苗議員、登壇願います。

○議員（8番 中島 早苗議員） 高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

報告書。議員派遣により、令和7年2月12日から14日の2泊3日で、議会運営委員5人と議長、副議長、事務局1人の計8人で、埼玉県三芳町議会、神奈川県開成町議会を訪問し、議会改革の取組について視察研修を行いました。

2月12日、高千穂町を早朝に出発、埼玉県の三芳町を訪問、14時より三芳町庁舎において研修を行いました。

訪問先の三芳町の概要は、面積は15.33平方キロメートル、人口は3万7,000人、首都圏30キロメートルに位置しており、都内に近いという交通環境を背景に各種の流通企業が立地、東京に最も近い町で、首都圏のベッドタウンです。

農業も盛んで、川越いもの一大産地となっており、2016年には武蔵野の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産に認定され、純然たる田舎でも都会でもない「トカイナカ」を標榜して地域おこしが行われております。

また、三芳町議会においては、議会改革の一環としてデジタル技術導入を段階的に行うなど、住民に開かれた議会として認知してもらうためのデジタル化が進められています。

今回、本町において、なお一層の開かれた議会を目指すために三芳町議会へ視察研修をお願いし、最初に、本町から事前をお願いしていた質問事項に沿って、三芳町議会の佐藤議長、議会運営委員会、広報常任委員会の委員長、副委員長から、丁寧に経過等の説明を受けました。

1つ目の質問、議会のライブ配信についての説明では、議会に対しての理解を深めてもらうために、本会議と予算決算特別委員会の映像をユーチューブチャンネルでライブと録画で配信しています。視聴状況としては、一番多かったのが第3回定例会で、中でも一般質問が多く見られていました。

また、年配女性の意見で、時間に関係なく、スマホでユーチューブの議会配信が見られるのがいいとの御意見もありました。スマホで好きなときに視聴できるのは大きなメリットです。

2つ目のオンライン委員会の取組については、令和3年に委員会条例の一部を改正し、発災時も委員会でオンライン活用ができるようになりました。令和3年から4年にかけてオンライン委員会を6回開催、他の自治体への委員会視察もオンラインで複数回実施しています。その後、新型コロナが5類になったことで、事前通知のオンライン委員会の開催はなく、令和5年以降は、

個人的な理由で自宅からの参加事例が8回ほどありました。

最後に、令和5年より試行的に導入されている音声認識システムについて説明していただきました。

音声認識システムは生成AIで自動的に文字化する機能で、ログミーツという機械を使ってやっています。どこでも持っていけるので、会議など録音すれば、その場ですぐAI認識が始まります。会議録作成には役立ちますが、細かい行政用語など変換間違いがあったりするので、編集が必要です。

その後、質疑応答に移りました。

ライブ配信のことで、ユーチューブは基本的に無料で使えると認識していましたが、利用料と委託料がかかるとの話ですが、どのようなものにかかるのですか。基本的に、三芳町のホームページの管理にCSIシステムを導入しているので、それらにかかる利用料で、委託料は保守点検のためです。

オンライン委員会に対しての質問では、配付されたタブレットで顔を映していたら資料を見れないが、どのようにしているのですか。個人で1台は調達するなど、2台で対応しています。

音声認識システムについては、今回の研修内容をAIで文字化したデータを送っていただきました。内容を読んで感じたことは、34ページに及ぶ内容が文字化されていて、分からない文字もありましたが、補助的に使用することで、会議録作成等の大きな負担軽減にはつながるかと思いました。

短い時間ではありましたが、デジタル化やライブ配信を活用した議会の在り方など、私たちの様々な質問等にも丁寧に答えていただき、実りある研修となりました。

翌2月14日、次の視察先、神奈川県開成町へ向かいました。

午後13時30分より、開成町役場で、山本議長をはじめ委員会議員の皆さん、議会事務局職員の方から、議会ウェブサイト開設の取組、出前授業の取組について説明を受けました。

開成町の概要として、総面積が6.55平方キロメートル、高千穂町の三田井地区が12.8平方キロメートルなので、三田井地区の約半分の面積の町です。人口は1万8,767人、人口増加率が7.7%で県内市町村1位、年少人口割合が14.8%で県内1位、自立可能自治体にも選出されています。町全体が平たんで、土地利用は宅地が過半を占め、残りは優良な農地が4割強、山や森、湖沼もなく、東名高速のインターチェンジまで5分程度で、小田急線開成駅から新宿まで80分程度で行くことができます。

まず、今回の研修目的のウェブサイト取組についてを詳しく説明を受けました。

経緯として、令和3年からインターネット配信を開始、令和4年6月定例会議で一般質問の概要動画を作成、配信、9月には議会独自ウェブサイトを開設しました。

議会独自のウェブサイトは、トップページが毎月変わる、飽きさせないインパクトのあるトップページで、そのほか議員紹介ページや委員会ページ、一般質問ページとなっています。

なぜ、議会独自のウェブサイトを作られたかの質問に、多くの動画を取り入れ、読むウェブサイトから見るウェブサイトへと考えていた。町のホームページでは、見やすさ、分かりやすさ、探しやすさの実現が難しく、議会独自のウェブサイト開設となったとの説明でした。

2つ目の出前授業の取組については、小学校6年生を対象に議長が実施しています。テーマは「議会とは、議会は何をするところか」で簡単に分かりやすく説明し、児童と対面で質疑応答をしています。

また、今年度は議場を活用した模擬議会を実施しました。

そのほか、議場の有効活用として、夏休みに中学生以上を対象に自習室として開放しています。どのくらいの人が利用したかと聞いたところ、延べ156人ほどの利用があったようです。

最後に、「ようこそ開成町議会へ」と歓迎のショート動画を作成してくださっていました。高千穂の風景とともに言葉が添えてあり、心から歓迎してくださっていることが分かるとてもすばらしい動画で、私はとても感動いたしました。

今回の研修は、議会改革の一環としてデジタル技術を導入することで、より身近に議会を知ってもらうための取組について学ばせていただきました。本町においてもタブレットの導入や一般質問のテレビ配信が行われておりますが、これからも、町民のためになるデジタル技術の導入は取り入れていくことが大事と強く感じた視察研修でした。

最後に、3月議会前の多忙な時期に快く視察研修を受けていただいた三芳町議会、開成町議会の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、綿密な研修計画を立て随行していただいた事務局職員の御苦勞に心から感謝を申し上げ、報告を終わります。

議会運営委員会副委員長、中島早苗。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、議員派遣調査報告を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梶 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時37分散会
